

温泉資源の保護対策及び温泉の成分に係る情報提供の在り方等について
(報告書案)に関するパブリックコメントの実施結果について

1. 意見の募集方法

意見募集期間：平成 18 年 12 月 28 日 (木)～平成 19 年 1 月 17 日 (水)

告知方法：環境省のホームページ、記者発表

意見提出方法：電子メール、ファクス、郵送

2. 寄せられた意見の概要

(1) 受付数

- ・電子メール 14 通
- ・ファクス 14 通
- ・郵送 2 通 (計 30 通)

(2) 意見の概要 (延べ 148 件)

・各項目ごとに寄せられた意見数の内訳は、以下のとおり。

- ①温泉資源の保護対策 93 件
- ②温泉の成分等に係る情報提供 44 件
- ③魅力ある温泉地づくり 10 件
- ④その他全般的事項等 1 件

〈*主な意見と温泉小委員会としての回答(案)の概要
については(別紙)参照〉



パブリックコメントにおける主な意見と温泉小委員会
としての回答(案)の概要

(温泉資源の保護対策)

(意見①)

ガイドラインの内容は、

- ・都道府県間で統一した取扱いが確保されるよう、
- ・既存源泉の権利保護が過剰にならないよう、
- ・近隣源泉所有者の同意書を得ることを求める手法に代わることができるよう、許可基準の判断条件(特別な区域の指定要件、距離規制の設定手法等)、影響調査の方法(実施要件、具体的な調査の範囲・手法、結果の考慮方法)等について具体的・明確に示すものとすべきである。

(回答案)

ご指摘のとおり、ガイドラインの内容は、できる限り具体的・明確なものとしていたいと考えています。

(意見②)

温泉資源枯渇のおそれを科学的に判断することにより、近隣源泉所有者からの同意書の有無のみにより掘削等の許可の可否を判断することのないようにすべきである。

(回答案)

ご指摘のとおりと考えています。

(意見③)

動力装置の場合の影響調査について、既存源泉所有者の協力が得られないケースが多いと考える。既存源泉所有者に調査への協力を義務付ける法改正等、何らかの対応をすべきである。

(回答案)

ご指摘のとおり、既存源泉所有者の協力は重要と考えています。ガイドラインの検討に当たり、既存源泉所有者の協力を求める方策についても、検討していきます。

(意見④)

温泉資源に関し、環境省、都道府県及び市町村が集めた資料や、掘削等の許可の判断に用いた科学的資料について、データベース化して一般の利用を可能とするシステムを構築するなど、「温泉保護の研究のために必要に応じて公開すべきである」旨の記述を追加すべきである。

(回答案)

国、各都道府県、各市町にまたがる資料をすべて取りまとめて公開することは困難ですが、有益な資料であるためそれぞれの主体において適切に公開されるべきと考えます。報告書の「以下のことに取り組むべきである」を「以下のことに取り組むとともに、これらにより得られた知見、データ等について、必要に応じて広く一般への提供、関係行政機関での共有を行うべきである」と修正します。

(温泉の成分等に係る情報提供)

(意見⑤)

- ・将来的には浴槽での温泉分析も義務化すべき。
- ・温泉成分の分析については、源泉での分析を原則とし、併せて、源泉と利用施設での泉質の違いを見る調査を概ね3年ごとに行うよう義務付けることを提案する。
- ・浴槽と源泉の両方を分析すべき。
- ・温泉成分を分析する際の試料は、浴槽のものなのか源泉のものなのか、その採取場所についても併せて揭示すべき。 等

(回答案)

分析する場所については多様なご意見があることがわかりました。それぞれのご意見の趣旨については、今後、温泉の分析方法等を定めている鉱泉分析法指針の見直し及び揭示項目の見直しを行う際の参考といたします。

また、報告書(案)の3-2(2)後段に「鉱泉分析法指針について…適宜見直しを行うべき」「利用者にとってわかりやすい揭示内容…について必要な見直しを行うべき」旨、既に記述していますが、ご意見を踏まえ、分析項目や分析場所についても適宜見直しを行うべき旨、追記します。

(意見⑥)

再分析に要する費用については国が助成すべき。

(回答案)

分析に要する費用は10万円程度(10年で割ると1万円)と比較的安価なものであり、温泉の衛生上の安全・安心や温泉に対する国民の信頼を確保し、温泉地のイメージアップを図ることにもなるので、事業者自らが取り組むべきであると考えています。

(意見⑦)

再分析の結果、温泉法上の温泉に該当しなくなった場合の取扱いについて示すべき。(検討すべき)(許可を取り消すべき)

(回答案)

定期的な分析の結果、温泉の定義を満たさなくなった場合、それが単に一時的な現象であるかどうかについて調査を行い、常態として温泉の定義を満たさないということが明らかになった場合には、温泉法上、利用の許可は失効し、法に基づく掲示は行えないこととなると理解しています。

なお、温泉法上の温泉の要件を満たさなくなったにもかかわらず、温泉と称して旅館・ホテル等の営業を続けることは「不当景品類及び不当表示防止法」に抵触する可能性があるかと理解しています。

(意見⑧)

浴槽への湯口での飲泉の可否について情報提供を徹底すべき。

(回答案)

ご意見を踏まえ、飲用の可否についても、温泉利用事業者による自主的な情報提供が望ましいものの事例として追記します。

(魅力ある温泉地づくり)

(意見⑨)

温泉地づくりの取組の方向として例示している「快適な環境の創出」において、バリアフリーに言及するべき。

(回答案)

ご意見を踏まえ、本報告書(案)の4(1)に「各種施設におけるバリアフリーの徹底」との記載を追加します。

(意見⑩)

国や都道府県は、地域の共存共栄という視点から模範となる温泉地をモデル地区に指定し、支援事業を実施すべき。

(回答案)

今後の温泉地づくりに対する支援を検討する上での参考といたします。

(意見⑪)

温泉地づくりのための人材の養成と活用についても言及すべき。

(回答案)

ご意見を踏まえ、本報告書(案)の4(2)に「また、地域の取組を支える人材の育成と活用も重要である。」との記載を追加します。

等

温泉小委員会報告書(案)に対する意見の概要と意見に対する考え方(案)について

【1. はじめに】

該当箇所	意見の概要	意見に対する考え方(案)	数
1	温泉資源は本当に希で少なくなってきたといえるのか。「希少」という言葉を見直すべきである。	我が国において、源泉数が増加の一途をたどる一方、自噴ゆう出量と動力揚湯量を合わせた総湧出量がほぼ頭打ちになっているという現状を踏まえれば、温泉資源の希少性は高まっていると考えられるので、修正する必要はないと考えています。	1

【2. 温泉資源の保護対策】

該当箇所	意見の概要	意見に対する考え方(案)	数
2(1)	以下の点について、事実誤認がある。 ・温泉は、「天水」起源のみに限られない。 ・化石水である温泉もあるため、「水循環」の中でのみ利用できる」というのは誤り。 ・「水循環」があれば再生可能であり、「限りある資源」という表現は誤り。 ・大深度掘削泉は、流動性の低い化石水を汲み上げている場合が多い」とあるが、化石水ではなく岩盤中の活断層等にある被圧地下水であることも多い。両者は分けて議論すべきである。 ・海岸沿いで数多く掘削されている塩分濃度の高い「温泉」は化石水ではなく、海水の侵入でもたらされている。「化石水」の定義を明確にすべきである。	ご指摘の趣旨を踏まえ、報告書(案)2(1)の「天水」を主に「天水」に、「水循環」の中でのおよ、「水循環」の中で修正します。 なお、温泉資源の涵養(循環速度)と利用のバランスの観点から「限りある資源」との表現は妥当と考えています。	1
2(1)	大深度掘削泉は、浅部の循環型の温泉資源には影響しないと考える。また、地盤への影響は用心し過ぎと考える。	ご指摘の点については、大深度掘削に関する調査研究を進める上での参考といたしません。	1
2(1)	化石水型の温泉については、資源として有効に使っていくという合意形成があれば、長期に減衰してもよいのではないか。	現状の概況を簡潔に記述する部分であるため、詳細な定義を明記する必要はないものと考えています。	1
2(1)	大深度掘削に対し、通常の掘削に対する規制とは異なる規制を早急に策定し、実施すべきである。	ご指摘の点については、大深度掘削に関する調査研究を進める上での参考といたしません。	2
2(1)	「温泉」「温泉源」「温泉資源」の違いを明確にすべき。	温泉の持続可能な利用という観点から、資源の保護対策を進める必要があると考えますが、ガイドラインの検討に当たっての参考といたします。 大深度掘削に関しては、今後、温泉資源保護の観点からどのような対応が必要かも含め、調査研究を進めていきます。	1
2(2)①	温泉掘削等の許可に係る法改正(例:許可基準の見直し、「許可しなればならない」「許可することができるとする等)を求める記述をすべきである。	「温泉」「温泉源」とは、それぞれ温泉法の定義のとおり、「地中からゆう出する一定の温度又は成分を有する水等」「未だ採取されていない温泉」であり、一つ一つの特定のものを指します。 「温泉資源」とは、地域に存在する温泉、温泉源を総称したものです。 許可基準については、地域ごとの温泉資源の状況が様々であり、現在の基準以上に詳細にする等の改正は困難と考えています。 また、「しなけれなければならない」「許可することができるとする」については、温泉資源保護に関するガイドラインを定め、都道府県が科学的判断に基づいて許可・不許可を決定できるようにすることで対応できると考えています。	2